

わらい

- ローンやクレジットの金利から利息が計算できる。
- ヤミ金融の実態を知ることにより、金利に対する関心と感覚を養う。
- 多重債務に陥らないための留意点と相談窓口がわかる。

使い方

(1) その1 新貸金業法成立の背景を知る (資料5)。

わが国において、ほとんどのクレジットカード会社のキャッシングの利息や消費者金融の利息は、利息制限法違反の金利に設定されてきた。テレビなどで盛んに広告していた消費者金融の金利は、出資法の上限金利29.2%以下であってもけっして楽に返済できる金利ではなかった。法改正により出資法の上限金利は引き下げられ(29.2%→20%)、20%を超える金利は違法となったことを知る(資料4も参照)。なお、法改正により、借り過ぎ・貸し過ぎ防止のため、総量規制も導入され、借入残高が年収の3分の1を超える場合、新たな借入はできなくなった。

(2) その2 各種預貯金やキャッシング、ローンの金利をグラフ内に記入し、その差を視覚的に把握する。

ヤミ金融の利息については、その3で計算し、グラフに記入する。街角で配られているティッシュや銀行、デパートにあるクレジットカード契約申込書の金利を使うとよい。リボルビング払いや分割払いの返済方法による金利の差と特徴も資料を用いて指導する(資料1、資料2)。預ける時の金利の低さ、無担保で手軽に借りる時の金利の高さを実感させる。

(3) その3 利率の表示は様々なので、表示のしかたでは低利と感じてしまうことがある。常に利息は実質年率に直してとらえ、返済方法にも注意することが大切である。

a. 日歩というのは、元金100円に対する1日あたりの利率のことで、「日歩5銭」を年率に直すと

$$1\text{円は}100\text{銭だから、} \quad 5(\text{銭}) \div 100(\text{銭}) = 0.05(\text{円})$$

$$\text{元金}100\text{円に対して}0.05\text{円だから} \quad 0.05(\text{円}) \div 100(\text{円}) \times 100 = 0.05(\%)$$

1日当たり0.05%ということになる。従って、年利に直すと、 $0.05 \times 365 = 18.25(\%)$ となる。

これは出資法の上限金利20%に近いので、②「よく考えたら並だ」と答えるか、借入額(元本)が10万円以上の場合には利息制限法を超えているので、③「法定金利を超えるひどいもの」と答えてもよい。

b. よく高金利のことを「トイチ」というが、これは10日で1割の利息を意味する。練習問題は「トサン」だから、10日で3割の利息ということになり、1日あたり3%の利率となる。年利に直すと

$$30(\%) \div 10(\text{日}) \times 365(\text{日}) = 1,095(\%) \text{となり、まさに「法定金利を超えるひどいもの」ということになる。}$$

c. 「トヨン」は10日で4割だから、 $40(\%) \div 10(\text{日}) \times 365(\text{日}) = 1,460(\%)$ となる。

「トゴ」は10日で5割だから、 $50(\%) \div 10(\text{日}) \times 365(\text{日}) = 1,825(\%)$ となる。

これを、その2のグラフ内に書き込んで、ヤミ金融の利息がいかに桁はずれか実感させる。さらに、なぜこのような高利の契約をする人がいるのか考察させるとよい(資料7、資料10)。1日10割(年36,500%)や1日20割(年73,000%)のヤミ金融も存在する。

また、ヤミ金融の暴力的・脅迫的取り立てが社会問題化し、2003年7月25日ヤミ金融対策法(貸金業規制法及び出資法の一部改正法)が成立した(資料9)ほか、深刻化する多重債務問題に対処するため、2006年12月13日に新貸金業法(貸金業規制法、出資法、利息制限法などの改正法)が成立した(資料5)。

(4) その4 において、(1)、(2)は具体的に借りる金額に利率をかけて利息を計算する(解答はワーク9 29ページの下)。

(3)の①では5年2ヶ月で返済を完了するが、②では払い終わることができないことが、3ヶ月分の計算で自覚できる。利率と月々の返済金額、返済方法を充分検討する必要があることを把握させる(資料3)。

借金なんてまじめに払っていけばいつかは終わるとか、利息だけ払えばいいなどの甘い考えではいけないことをわからせる。

(5) その5 多重債務に陥らないための注意点 (資料6～資料8)。

- ① 消費者金融やクレジットカードのキャッシングは、なるべく利用しない。消費者金融の計画的利用はあり得ない。
- ② やむを得ず消費者金融やクレジットカードのキャッシングを利用する時は、できる限り短期間で完済する。
- ③ 返済が困難になったら借金返済のための借金(自転車操業)はしないで、消費生活センターや法テラスなどの相談窓口で相談する。
- ④ 紹介屋・買取屋・整理屋・提携弁護士・提携司法書士の甘い宣伝文句にはだまされない。
- ⑤ 安易に保証人・連帯保証人とならない。

## 指導上の留意点

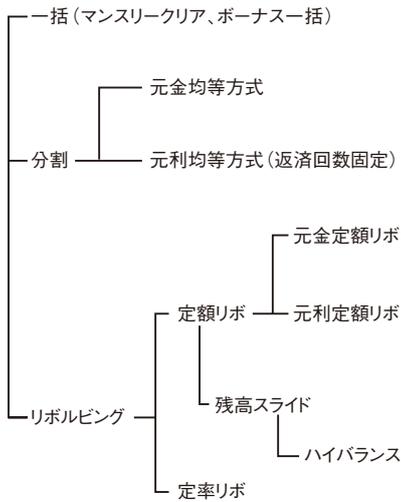
- (1) 「自分たちには無関係、ヤミ金融に関わる人が悪い」という短絡的な結論にならないよう指導する。
- (2) ヤミ金融が横行する社会構造にも目を向けさせる。
- (3) 金融広報中央委員会「きみはリッチ?」・「きみはリッチ? (指導書)」も参照。

## 発展

資料10 を利用してクレジットからヤミ金融に至るまでのストーリーを考え発表しよう。

## 参考資料

資料1 返済方法アラカルト



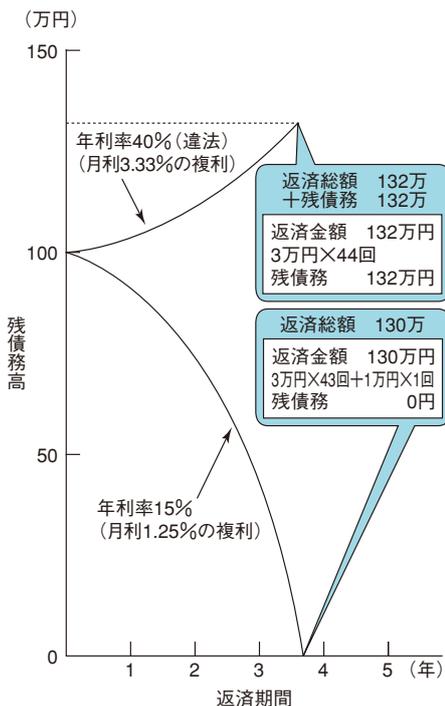
出所：全国銀行協会「ローン&クレジットのABC」  
(平成22年12月)より作成

資料2 各種支払方法のメリット・デメリット

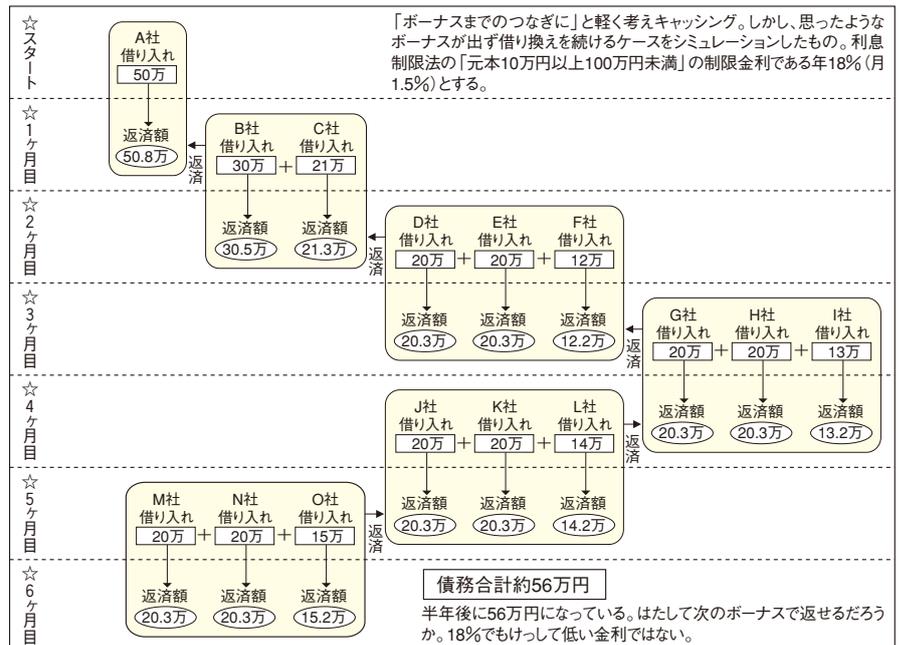
支払方法	メリット	デメリット
クレジット払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払に必要なお金が手元になくても買えることができる</li> <li>ポイントなどの特典がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使いすぎる心配がある</li> <li>金利がかかる(一括払いを除く)</li> <li>カード年会費がかかることがある</li> </ul>
一括払い(翌月1回、ボーナス一括)	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利がかからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジット利用額を支払日に全額用意する必要がある</li> </ul>
分割払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払が分割されるため、1回あたりの支払額は小さくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利がかかる(10~15%など)</li> </ul>
元金均等払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>元利均等払いに比べ、返済総額が小さい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期の返済負担が大きい(返済額は漸減していくため)</li> </ul>
元利均等払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の返済額が均等なので、返済計画を立てやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元金均等払いに比べ、返済総額が大きい</li> </ul>
リボ払い(返済回数を決めず、毎月の最低返済額を決めて返済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の返済額は原則として一定であるため、返済計画は立てやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利がかかる(15%など)</li> <li>多く借りても毎月の返済額は原則として一定であるため、借金感覚が麻痺しやすい。この場合、返済期間が長くなり、支払う利息も大きくなっており、実態としては負担は増えている</li> </ul>
(参考)現金払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>使いすぎる心配が少ない</li> <li>金利はかからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お金がないときには使えない</li> <li>ポイントなどの特典はない</li> </ul>

(注)クレジットカードでは「手数料」との言葉が一般に使われるが、実質的には「金利」と同じであるため、上記では「金利」で統一した。

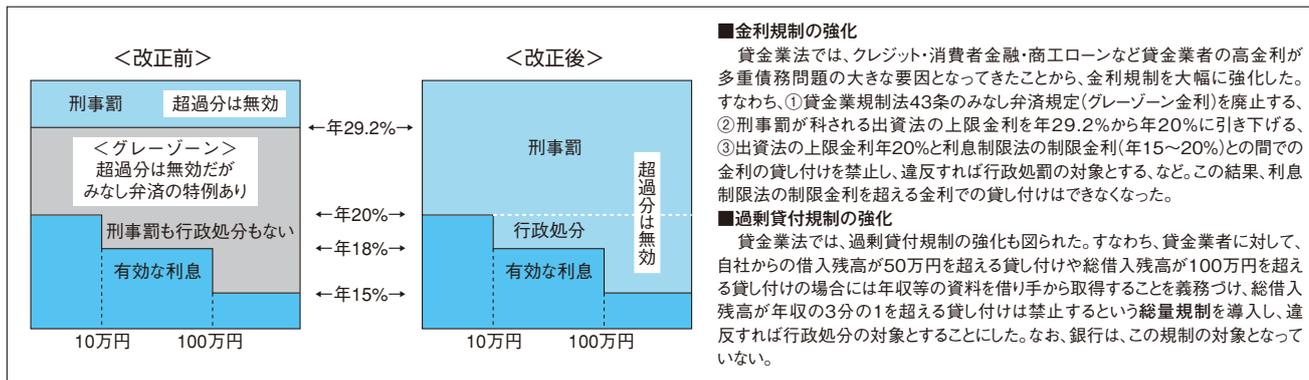
資料3 金利の違いによる残債務の推移



資料4 債務増加シミュレーション

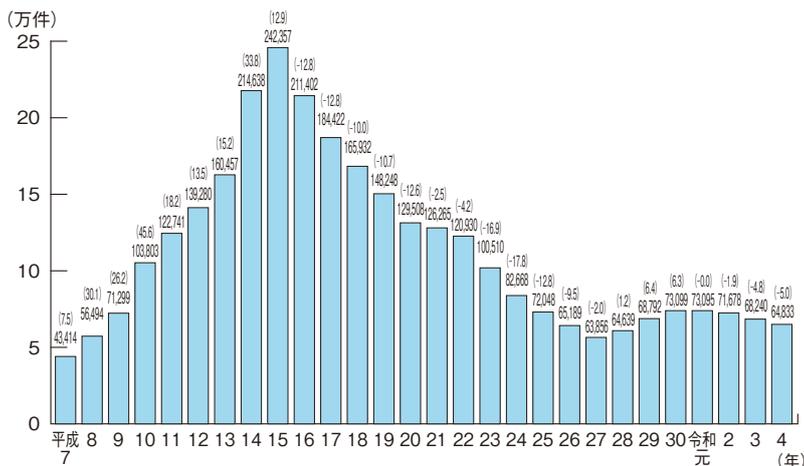


**資料5 貸金業法の成立、完全施行（2010年6月から）**



出所：金融広報中央委員会「きみはリッチ? (指導書)」(2019年1月)より作成

**資料6 個人破産申立件数の年別推移**



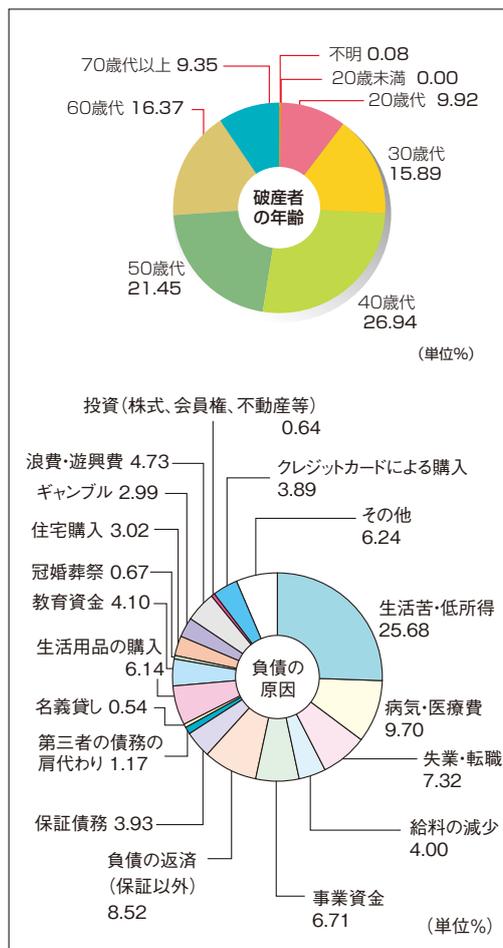
出所：最高裁判所「司法統計年報」  
(注) ( )内は対前年伸び率(%)。

**資料8 多重債務の解決法**

にんいせいり 任意整理	裁判所などの公的機関を利用せず、貸金業者などの貸し手と話し合い、利息制限法にもとづいて借金の減額などの交渉を行うこと。ほとんどの場合、弁護士などの法律の専門家に依頼する
ちようてい 調停による整理	簡易裁判所の調停委員が借り手と貸し手の間にはいり、あっせんして利息制限法などにより両者の合意を成立させる
さいせい 個人再生手続き	たとえば500万円の借金のある人が3年間に200万円を返済する計画を立て、この返済計画が裁判所で認められたうえで計画通り返済が完了すると、残りの借金が免除される
じこはさん 自己破産	裁判所に破産手続開始の申し立てをし、免責許可決定を受けると借金が免除される

出所：金融広報中央委員会「きみはリッチ?」(2020年2月)より作成

**資料7 最近の破産申立者の年齢構成および破産の理由**



出所：日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「2020年破産事件及び個人再生事件記録調査」

**資料9 ヤミ金融対策法**

**法律の主な内容**

- ①無登録営業、高金利貸付、違法な取立て行為に対する罰則を大幅に引き上げた。
- ②正当な理由がない夜間の取立てや第三者への弁済の要求など、禁止行為の具体例について明確にした。
- ③暴力団員の排除など貸金業の登録の要件を厳格化した。
- ④業者が年109.5%を超える利息で貸付の契約を行った場合、その契約は無効となり、利息は一切支払う必要はなくなった。

この法律により、警察や都道府県、財務省財務局による取り締まりや監督が強化された。

出所：金融庁「ヤミ金融対策法のポイント」([http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/yami\\_leaf/](http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/yami_leaf/))より作成

# クレジットから多重債務へ、そして…



